

2026 年 10 月吉日

お 客 様 へ

小田急交通株式会社
小田急自動車整備

料金変更のお知らせ

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は「小田急自動車整備」を御利用いただき御厚情のほど、心より御礼申し上げます。

この度下記の通り、2026 年 11 月 1 日より、定期点検標準技術料金及び車検代行手数料を変更させていただきます。

なにとぞ、ご高承のうえ、今後ともご利用賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

☐ 定期点検標準技術料（小田急の車検、法定 1 年、法定 6 ヶ月、安全点検）

☐ 車検代行手数料

☐ 料 金 改 定 日 2026 年 11 月 1 日
定期点検標準技術料金表をご参照ください。

*詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 小田急交通株式会社
営業部 車両整備担当
電 話 044-874-3023

以上

定期点検標準技術料及び法定費用



小田急自動車整備

2026/11/1改定

標準技術料	国産車					外国車					バン		小型・中型トラック		
	軽自動車	1,600cc以下	2,500cc以下	3,900cc未満	3,900cc以上	1,500cc以下	2,000cc以下	3,000cc以下	5,000cc未満	5,000cc以上	積載量500Kgまで	積載量1250Kgまで	積載量2tまで	積載量3tまで	積載量3t以上
小田急の車検	15,180	18,150	18,150	18,150	18,150	31,900	31,900	31,900	31,900	31,900	18,150	18,150	40,700	48,400	59,400
法定1年点検	10,450	10,450	11,550	11,550	11,550	11,550	12,650	13,750	15,950	18,150	11,550	11,550	36,850	44,550	55,550
法定6ヶ月点検											11,550	11,550	14,850	15,950	17,050
安全点検	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600					

車検時法定費用他	軽自動車	自家用乗用車 (車両重量)				自家用貨物 (車両総重量)					
		1t以下	1.5t以下	2t以下	2.5t以下	1t以下	2t以下	2.5t以下	3t以下	4t以下	5t以下
重量税	6,600	16,400	24,600	32,800	41,000	3,300	6,600	9,900	12,300	16,400	20,500
自賠責保険料	18,660	18,560	18,560	18,560	18,560	13,710	17,930	19,130	19,130	19,130	19,130
印紙代	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
検査機器使用料	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
OBD検査料	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
車検代行手数料	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
メンテナンス油脂費用	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650	1,650
計	47,710	57,410	65,610	73,810	82,010	39,460	46,980	51,480	53,880	57,980	62,080



小田急交通マスコット

おだっく〜
odackoooo

※標準技術料には、点検に伴う簡単な締め付け作業等の料金は含まれておりますが、追加で発生する工賃、部品材料費は別請求になります。

※車検証に「OBD検査対象」の記載がない車両は、OBD検査料はかかりません。

※標準技術料と検査機器使用料、OBD検査料、車検代行料、メンテナンス油脂費用は税込価格です。

※表示されている「法定費用(重量税、自賠責保険、印紙代)〈※注1〉」は2026年11月1日現在のものです。〈※注1〉法定費用は非課税対象です。

※引取・納車をご希望の場合は、片道1,100円(税込)が加算されます。

※記載重量税は初度登録後13年未満の「平成27年度燃費基準」未「達成車」のお車です。

その他「次世代自動車及び平成27年度燃費基準達成車」ならびに「初度登録後13年を超える車」の重量税はお問合せ下さい。